

令和4年度 第7回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和4年10月26日(水)

13時25分～14時25分

場 所 役場本庁舎3F 会議室

〈出席者〉 阿川教育長、難波委員、大草委員、兒島委員、梅原委員
漆谷教育課長、吾郷課長補佐

〈議 題〉 1, 学校教育関係例規の一部改正について 【承認】
2, 準要保護児童生徒の認定について 【認定】

教育課長 では、第7回美郷町教育委員会を始めさせていただきます。教育長から
ごあいさつをお願いいたします。

教育長 皆さんこんにちは。今朝も(雲南市の)入間は2℃でございましたので、
本当寒くなりました。紅葉がちょっと早いですが、まずまずのいい
季節がやって参りましたが、難波委員さんにおかれましては、このたび、
大変お世話になり、ありがとうございました。

委員一同 ありがとうございます。

教育長 元年からでございます。私は3年のおつき合いでございました。すごい
縁が、出会う運命だったという感じはしております。残念ではございます
が、大変お世話になりまして、ご支援、ご助言いただきました。助かりま
した。今日は最後の会議になりますけども、一つまたよろしく願いいた
します。

それでは会議録署名委員さんは兒島委員さんと梅原委員さんでお願い
します。会期の方は、今日1日でよろしいでございますでしょうか。会議
録ありがとうございます。

難波委員 1ページ上から9行目。「形に」ですね。

教育課長 わかりましたありがとうございます。

教育長 よろしゅうございますか。ここは承認いただいたということでありがと

うございます。

教育長 1 1 月が児童虐待防止推進月間ということです。健康福祉課から資料もいただいておりますけども、校長会、学校にも周知しておこうというところでございます。

それからＪアラート。数年ぶりですね。当時も大変で、訓練をしたりしました。

それから４番目の全国学力調査島根県の概要、美郷町の概要、紙で先ほど資料をお配りしております。詳細につきましてはご覧いただきたいと思います。わかりにくいとは思いますが、ざっと言いますとやっぱり島根県も美郷町も、全国平均を下回っていると。ただ邑智中はいいいんですよ。邑智中の３年生は小学校の時はふたクラスだった。比較的落ち着いて育ってきています。学力的にも全体的に中から上をキープしてきましたので、それらの平均点が集まって全国平均を上回っております。中学校の先生たちの努力は、非常に立派だということは伝えております。邑智小の６担にも５年生のときよりも引き上がっていて、努力をありがとうと言っております。

島根の子の特徴というのと、学力が高い子が少ない。なだらかな山があるんですけど、その頂上が８０点とか７０点のところで、ストーンところ。そういう傾向にあります。じゃあそこをどう埋めていくか。そこはどう学力の高い子達を育てていくか。その教科だけの勉強ではないと感じますので、大きな課題です。

大草委員 石川県みたいなことしちゃいけませんね。学力テストの前に特別に勉強して。

教育長 テストのためのテスト。これはね。

大草委員 秋田もそうでしたね。

教育長 それが上手な先生は、テストのための勉強させるのが上手なんですよ。

大草委員 それだったら意味がないです。

難波委員 点数の悪い子を休めせるとかも聞いたことがあります。

教育長 それもありました。休ませたり、受けても出さなかったり。いろんな所で、裏はいっぱいあるんですよ。

児島委員 何のためにやっているのか。

梅原委員 島根県は実態なんだ。まじめにやっているんですね。

教育長 そうですね。美郷町もちろん I C Tを活用した授業について子供たちに調査があるんですけど、もう断トツです。このまえ中央高校へ授業を見に行きましたけど、今の高校一年生はタブレット全員持ってるんですよ。2・3年生にはない。でも1年生の教室、誰もタブレットは使ってなかったですね。2・3年生の教室にもないです。ただその中で美郷から来た子は非常に堪能だねという話も聞いてます。

難波委員 この間、学校訪問しても普通でした。特別なことじゃない。

梅原委員 何の抵抗もなく使っていますね。

児島委員 先生方も普通に使っておられて。

難波委員 絵を描くのに、写真で撮ってきてそれを見て。こういう使い方もあったのかと。

教育長 子どもの学力をつけるのは教師の仕事ですから、足りないところを頑張っていたきたいと思います。全国の県の概要と町のも載せておりますので、大体この位置です。

 続いて、先週ですか。島根県教育委員会との学力育成に関わる話もありまして、その他のところで教員の確保対策っていう話が出ました。採用試験の倍率は平均して3.0倍。もう結果が示されて、小学校は1.9倍でしたよね。中学校が2.7倍。高校の倍率がちょっと高いです。栄養教諭とか養護教諭とかはすごい倍率が高い。その平均が3ですけど、実際、小中は3.0倍なかったわけです。特に小学校の方は1.9ですか。2人に1人という感じ。受かりやすいっていうのもあるんでしょうけど、人気がないということ。どっちを取るかですけども、非常に成り手不足っていうところが懸念されます。特別選考試験というのがあって、県外の先生をこっちへ戻ってこいという、引っ張り込むやつですけど、1回目が連休の時

にありまして、24名受けて17名合格。びっくりしたのがIターンが5名もおられる。田舎で教員がしてみたいという方がおられる。今度2回目が年末に東京であるようです。1人でも、多く経験者が来られるといいなと思いますけど。もう一つ厄介なのは派遣の指導主事とか、社会教育主事っていうのを削減し、学校の先生に充てるというふうな方向も話がありました。多分美郷町は大丈夫だと思います。これは絶対に派遣していただかないと。小さな町ですので。県の動きとしては、そこまでやって教員数を確保したいということでした。

6番目の三市三町教育長会議、これは紙資料でお配りしておりますが、先ほどの採用試験とかありましたけれども、もうレジュメのところに書いてますけど、これから若い先生は、新卒で初めてっていう先生、或いは講師が増えるんですけども、やはり今年も、すでにもうやめたとか、やめたいという先生が結構おられて、これやめられると、ただでさえ講師がいないので、そこが空白になってまして、新卒の人って大体最初は担任を持つんですけども、担任がやめられるっていう状況になるので、早めの支援が大切だということが数年ぐらい前からございます。

大草委員 原因は何ですか。

教育長 原因はいろいろあると思いますね。新採は担任を持つべきではないとかね、言う人もいますみたいですね。

児島委員 担任を持つということは、その学級を受けて運営していくのがしんどいのでしょね。授業だけじゃない。

大草委員 だけど教員に限らず、どこ行っても最初はしんどいですよね。わかんないんだから。なんで、我慢が足らんのですか。

児島委員 大規模校が多いですかね。それともこういう小さいところですか。

教育長 あんまり関係ないんですよ。あとは丁寧な指導を要求してるので。

難波委員 おられますよね。新採には。

教育長 昔よりは丁寧だと思いますよ。新採指導の担当がちゃんとおられて。

難波委員 それは教職員の世界だけではなくて。

大草委員 普通の民間でも4月いっぱいまで辞めるとか出るらしいです。

難波委員 いやなら辞めるという感じで。

教育長 前は丁寧に教えてもらったもんじゃない。今の人は保護者との付き合いもいろいろ変わってきますし。

大草委員 この人の親御さんが出るとかそんなことはないですか。よく、本人が辞めたいっていうでしょう。そしたら親が言ってくる人があるらしいんですよね。

教育長 それはないと感じます。

大草委員 親も、学校側に対して大事にしてもらいたいって。

兒島委員 言ってくるということですね。うちの子が続けられないのは。

大草委員 親が、うちの子をどう思っているのかとか言うらしいんですよ。そうすると、その人は何も思っていないってはっきり言うんですよ。こっちもね、会社側も。そういう親は嫌だったらやめたらいいわとかって言う。そういう風潮じゃないですかね。

兒島委員 先生自身とかその家自体の考え方がそうなっているというようなどこですかね。

梅原委員 任用期間とかいうのはあるんですか？先生には。会社なら3ヶ月とか。

教育長 半年で正式になります。

梅原委員 そうですか。

教育長 新採研修がございます。オンラインもあったり。なかなか仲間づくりっていうのは、確かに薄いところはあるかもしれない。愚痴とかね。言い合うような飲み会もないし。みんなで盛り上げて、頑張る。頑張る

て。この間、去年はやめるやめるって言ってたのに。いまやＩＣＴのトップでやっている人もいます。そういう時期もあるとは思いますが。

大草委員 一時のことかもしれません。

教育長 みんなで支えながら。

大草委員 そうですね。支援をしてあげてください。

教育長 もう高校生も教員志望セミナーをやるそうです。すごい時代になりました。議題の方、それでは「学校教育関係例規の一部改正について」お願いします。

教育課長 吾郷補佐から説明させていただきます。

吾郷補佐 教育委員会の提出議案といたしまして、「学校教育関連補助交付要綱等の一部改正」をあげております。町から学校へ対して補助金を出しているのですが、現在例規に載っています補助要綱及び実施要領が、かなり年数がたって、実際の補助金の状況と変わってきました。今回、この現状に合わせた内容に一部改正を行うことを提案させていただきました。

まず（１）「教育振興事業補助金交付要綱」ですが、教職員研修会補助や、校長教頭先進地視察補助、校長会活動補助、学校保健会補助とありますが、現在補助金として出していないものありまして、①の町教職員研修会補助も名称変更をしておりますので、併せて現状に合うように変更いたしております。以前は町校長会会長が補助対象になってましたが、今現在は各小中学校の校長が補助対象になっておりますので、変更いたしたく思います。（２）「教育振興事業実施要領」につきましても、同様です。

また、小学校の関係で、（３）「小学校教育振興補助金交付要綱」（４）「小学校教育振興実施要領」につきましては、現在小学校の遠征補助は出しませんので削除します。（５）「中学校教育振興事業補助金交付要綱」は、現状では中学校部活動指導補助となっていますが、今は中学校部活動振興補助という名称に変更しております。

また（６）「中学校教育振興事業実施要領」につきましても、中学校部活動指導補助を、部活動振興補助に名称変更し、この中学校遠征費補助

につきましても、現行制度に沿った内容に変更するということです。
以上です。

教育課長 補足をさせていただきます。今回改正をしますものの中には要綱と要領とございまして、まず「美郷町教育振興事業補助金」というのがまずあります。それから「美郷町小学校教育振興事業補助金」、「美郷町中学校教育振興事業補助金」という補助金について三つの交付要綱がそれぞれあります。その交付要綱について、実際に交付する事業や対象が変わっていたりとかで、内容を変えたことに伴って、さらに実施要領の中の文言を修正するという形になっております。

この1番2番がセットです。左側が要綱、右側が要領です。3番と4番がこれもセットで要綱と要領。5番と6番がセットという形で、これをそれぞれ合わせて見ていただいて、要綱が変わったことに伴っての要領の文言修正でございます。

いずれも現状に合わせるというところが、この改正の目的でございます。改正文等をつけておりませんが、今後総務課の例規審査の方に提出をいたしまして、きちんと例規の担当の方の目を通して、改正文等も作成をする予定でございます。以上です。

教育長 よろしいですか。それでは次を。「準要保護児童生徒の認定について」

教育課長 はい。それでは次の「準要保護児童生徒の認定について」は和田主任から説明させていただきます。

和田主任 9月に申請が2件出ました。本日の委員会で審議をしていただければと思っております。一覧になっているものをご覧ください。

まず、A校のBさん保護者Cさんからの申請です。当初の認定、6月のところで話をしたときには要保護ということで認定をさせていただいておりました。この度、生活保護廃止ということで、健康福祉課から情報がありまして、今回の申請書が出たというところになります。9月30日時点の医療費の確定を待つて9月から廃止ということが決まるのだそうです。これに関しては、健康福祉課からのご本人へ10月5日付で通知がしてあります。受理する日付のところがですね、10月の7日という形になると思いますが、こうなると実は9月1日に遡ってということがこの就学援助の制度上はできないという話になっておりますので、下の健康福祉課の担当者とも協議をし、9月に遡るという措置を

取らせていただきたいと思います。9月1ヶ月分の保証がないということは本人さんの不利益になるので、今回は生活保護の廃止というものに関しては8月の時点でご本人さんにお話がいていたということなので、その後の手続きを見越して申請書を提出したということで、9月30日受理という形をとっております。ご審議をいただければと思います。

難波委員 9月30日に受理したということは、9月分もこの方が対象となるということですか。

和田主任 はい、そうです。今回に関しては、健康福祉課から情報提供があり、それからご本人に通知がいつているので、どうしても正式な廃止ということについては、タイムラグがある状況です。

難波委員 これ本人も納得しておられるんですか、廃止。ちょっと私は理解できないんですが、医療費の確定を待つということ。

和田主任 あとは、所得の方が安定してきている。そうすると、その認定の基準というものにもうかからなくなるっていう状況です。

難波委員 所得の変動があった、そういうところも。

(以下、具体的な家庭の情報について共有)

難波委員 本人さんの意思であればなんですけども。

兒島委員 でも遡ってというところは対応したんですね、

難波委員 先が大丈夫でしょうか。

和田主任 規程では受理した日付の属する月からという形なので。今回はそのようにさせていただいて、これでよろしいかというところです。

兒島委員 いいと思います。

教育長 お母さんのメリットがあるわけですか。こういう制度。

難波委員 中には生活保護を受けられるべき家庭なんだけど、その制約が多すぎて嫌だっていうので、本当は困ってるけど、わざと受けられない家庭もある。いろんな考えがあるのです。

教育長 自動車に乗れないとか、厳格ですよ。美郷町。まあ他もそうだけど。出雲なんかあってないようなもので。メリットが素人には感じられない。

吾郷補佐 自動車の運転は、用途が明確でない限りは車を持つこと自体ができないし、やっぱりいろいろな制約があるんですよ。毎月報告したりとか訪問されたりとか。いろいろと。

大草委員 生活保護はそうね、訪問があるんですよ。嫌がる人がやっぱりいらっしゃる。

教育長 わかりました。本人がいいと言ってるなら。では認定ということで。ではもう1人の方。

和田主任 Dさんについては、今回新規で出ております。今までに認定を受けられたことはありません。今回は児童扶養手当の支給を健康福祉課に申請されたということで、それに伴ってこの準要保護、就学援助を受ける条件を満たすということで申請がありました。

教育課長 児童扶養手当は今まで受けておられなかったのですね。

和田主任 今回新規で申請をされたと聞いています。

 (以下、具体的な家庭の情報について共有)

和田主任 児童扶養手当を受給されていてということですが、その申請をされたきっかけが何だったのかということまでは把握しておりません。ただ世帯所得要件を見ても収入基準0.89倍。所得としては少ない中でやっておられるということだと思います。

大草委員 受給資格はあります。

難波委員 要件を満たしていますね。

兒島委員 そうですね。

教育長 では二人とも認定ということで。

和田主任 ありがとうございました。

教育長 以上で議題の方終わります。その他報告事項３点ございます。お願いします。

教育課長 それでは報告事項のフォルダをお願いいたします。まず「しまね映画祭」です。毎年行われます「しまね映画祭」、島根県の各所で、そのこの市町でチョイスした映画を何本か上映いたします。

 １１月３日美郷ではテーマ映画で「くじらびと」と、それから一般映画で「神在月の子ども」を上映いたします。

 二つ目ですが「第３回公開人権講演会」です。同推協で開催いたします人権講演会、１１月５日土曜日に、みさと館の町民ホールで行います。神戸親和女子大学の新保真紀子さん。この方はもう４度目の正直になります。企画するたびにコロナが押し寄せて、中止をせざるをえないという因縁の講師さんです。ようやくお話が聞けるのかなという感じです。この前日の１１月４日には町教研の研修ということで、先生方もこの講師さんのお話を聞かれますが、若干先生向けということで、お話の内容は変えられるかなと思います。もしよろしければその町教研の方も聞いていただければと思います。

 それでは三つ目「美郷大学第３回第４回の講座」でございます。昨年から美郷大学は町の施策と絡めた形で、テーマを選定をしております。今回第３回第４回につきましては「雲海」をテーマにいたしました。実はその第３回を計画した時点で、第４回雲海を見に行くという企画を、邑智エリアの公民館で実は企画をしておられました。それなら相乗りしましょうということで、第３回は教育委員会主導で重田先生の座学、第４回は重田先生に解説をいただきながら、実際に朝、野間の雲海を見ようという企画でございます。今、参加者の募集をしているところです。

教育長 日本でもクジラを獲るのは文化ですけども。実はインドネシア

もクジラを食す文化があつて、アネタさんが来たときにインドネシアはクジラを食べるでしょ、って言ったら、全く知りませんでした。インドネシアのこれ東の方ですね。バリもちょっと東の方の文化だそうですけど、面白いと思います。

教育課長 せっかくなので、ちょっと地図上に示そうという話をしておりますて、大きめなインドネシアの地図に、この「くじらびと」の村やインドネシアの首都ジャカルタとかマス村とかをこの地図上に示そうと作っております。

教育長 この「神在月」はアニメ？

教育課長 はい。アニメです。

教育長 コロナの感染防止を図りながら、いろいろお出かけください。では次回の会議でございますが、11月7日16時からお願いします。それでは、会議の方は以上で終わりと思います。